

成年後見制度の申立てに係る受任調整の実施について

国の計画及び船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和6年度より後見人等の受任調整会議を実施していきます。

1 検討を行う会議体

権利擁護支援定例会議（事例検討会議）

年6回開催（令和5年度までは年4回） 奇数月の第3木曜頃（予定）

※権利擁護支援定例会議ではこれまで、成年後見制度利用の判断や困難事例等、権利擁護支援における事例の検討を行っていましたが、令和6年度からは受任調整が必要な事例も含め実施していきます。

2 受任調整の対象とする事例

- ・市長申立て事例
- ・日常生活自立支援事業の利用者が後見制度へ移行する事例
（社協の法人後見実施など）

→上記のうち必要性の高い事例を権利擁護支援定例会議にて検討

3 事例の選定方法

- ・市長申立て実施予定の案件から必要性の高い事例を選定
- ・支援者からの希望
- ・中核機関が介入し特に必要性が高い事例を選定

4 想定される事例について

- ・後見人との連携が特に必要な事例
- ・法的課題がある事例
- ・法的課題に限らず、本人の住まいの問題、家族関係、多職種連携、その他福祉の課題等、本人の課題が多岐にわたり山積している事例
- ・ひとつの課題に大きな問題（例えば親族トラブルなど）を抱えている事例
- ・虐待事例
- ・その他、対応に困難性がある事例